

女性のための 無料法律相談

一人で悩まずにまずはお電話ください。



と き：令和4年4月から令和5年3月まで

ところ：天草市複合施設ここらす

毎月第3水曜日 午前10時～12時



女性弁護士が相談に応じます。
安心してご相談ください。
無料相談は1人につき1回までです。



託児サービスあります。
生後6か月～ ※要予約

事前申込先：子育て支援課 子ども相談係

☎ (0969) 22-0404

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

相談会場：天草市複合施設ここらす

✎ 弁護士への相談・託児サービスは事前申込が必要です。

「夫が離婚に応じない」「養育費を払ってもらえない」「借金があり生活に困っている」「相続でもめている」など、解決のためには法律の知識が必要な問題も多々あります。**女性のための無料法律相談**は、職場や家庭・地域でのトラブル、財産問題、夫や恋人からの暴力、ストーカー行為、セクハラなど、日常生活において女性が抱えるさまざまな悩みのうち法律に関する問題について、女性弁護士が考え方や解決方法のアドバイスをします。

■令和4年度 相談日時

相談日時(午前10時～12時)		
4月20日(水)	5月18日(水)	6月15日(水)
7月20日(水)	8月17日(水)	9月21日(水)
10月19日(水)	11月16日(水)	12月21日(水)
1月18日(水)	2月15日(水)	3月15日(水)

- 対象者：原則、女性とします。ただし、DVなど人権に関する相談については男性からの相談もお受けします。
- 定員：1回につき3人
- 相談時間：1人につき30分以内。
無料法律相談は**1人につき1回まで**。
- その他：希望があれば託児サービスも利用できます。



※弁護士への相談・託児サービスは事前申込が必要です。

【事前申込・お問い合わせ】

天草市役所 子育て支援課子ども相談係
TEL: 22-0404

【相談会場】

天草市複合施設こころす
TEL: 23-8200
(天草市男女共同参画センター)

